

(平成28年度)

中種子町営住宅 空き家待ち順位登録者募集案内

今回の申込に必要な書類等

- ① 町営住宅入居申込書
- ② 印鑑

注意事項

- (1) 受付時間を守ってください。
なお、申込者が多い場合には、時間がかかりますので、ご了承ください。
- (2) 入居資格等については、申込受付時に町営住宅入居申込書で確認を行いますが、空き家が発生し、住宅を紹介する時点で入居時に必要な書類を提出していただき、再確認を行います。
再確認の結果、入居資格を満たさない場合には、入居できませんので、ご注意ください。

問合せ先

中種子町役場建設課管理係

〒891-3692

中種子町野間5186番地

電話0997-27-1111 (内244)

目 次

I	日 程 等	1 頁
II	空き家待ち順位登録対象団地等	2 頁
III	町営住宅団地位置図	3 頁
IV	申 込 条 件 等	
	・ 一 般 世 帯	4 頁
	・ 裁 量 階 層	6 頁
V	収 入 基 準	7 頁
VI	入居予定者の決定等	8 頁
VII	定期募集外の申込み	8 頁
VIII	そ の 他	9 頁

個人情報の取扱いについて

今回の提出書類により取得した個人情報は、次の目的以外には利用いたしません。

- 1 町営住宅の入居者資格等の審査に関すること。
- 2 町営住宅入居者の選考及び入居手続きに関すること。
- 3 町営住宅入居後の管理に関すること。
- 4 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること。

※申込書を書く前に必ず読んでください。

I 日程等

1 申込受付 平成29年3月7日(火)～3月21日(火)
午前8時30分から午後5時まで
場所 中種子町役場建設課管理係

2 抽 選 平成29年3月27日(月)
午前10時00分から
場所 中種子町中央公民館小会議室

3 優先入居

次の世帯を優先します。

- (1) 高齢者世帯(満60歳以上の者を含む世帯)
- (2) 障害者世帯(身体障害者手帳4級以上, 精神障害者保健福祉手帳3級以上
又はその精神障害に相当する知的障害を持つ者を含む世帯)
- (3) 子育て世帯(小学校就学前の子どもがいる世帯)
- (4) 多子世帯(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)
- (5) 母子世帯・父子世帯(20歳未満の子どもがいる世帯)
- (6) 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のいる世帯
(平成23年3月11日時点で, 対象地域(平成26年6月18日付け国住備第32号
国土交通省住宅局長通知別表に掲げる市町村)に居住していた避難者がい
る世帯)

※ DV被害者世帯, 犯罪被害者のいる世帯, ハンセン病療養所入所者等のいる
世帯, 引揚者のいる世帯については, 別途, 窓口でご相談ください。

上記にかかわらず, 災害により住宅を滅失された方や町営住宅の建替等に
伴い移転される方が, 先に入居する場合があります。

4 登録番号の取り扱い

今回の空き家待ち順位登録番号決定以降の入居申込につきましては, 申込順の
順位登録となります。(当年度に入居できないときは, 翌年度以降も, 継続して
同順位での空き家待ちとなります。この場合は, 6月以降に文書通知により, 一
部の必要書類を再提出していただくことになります。)

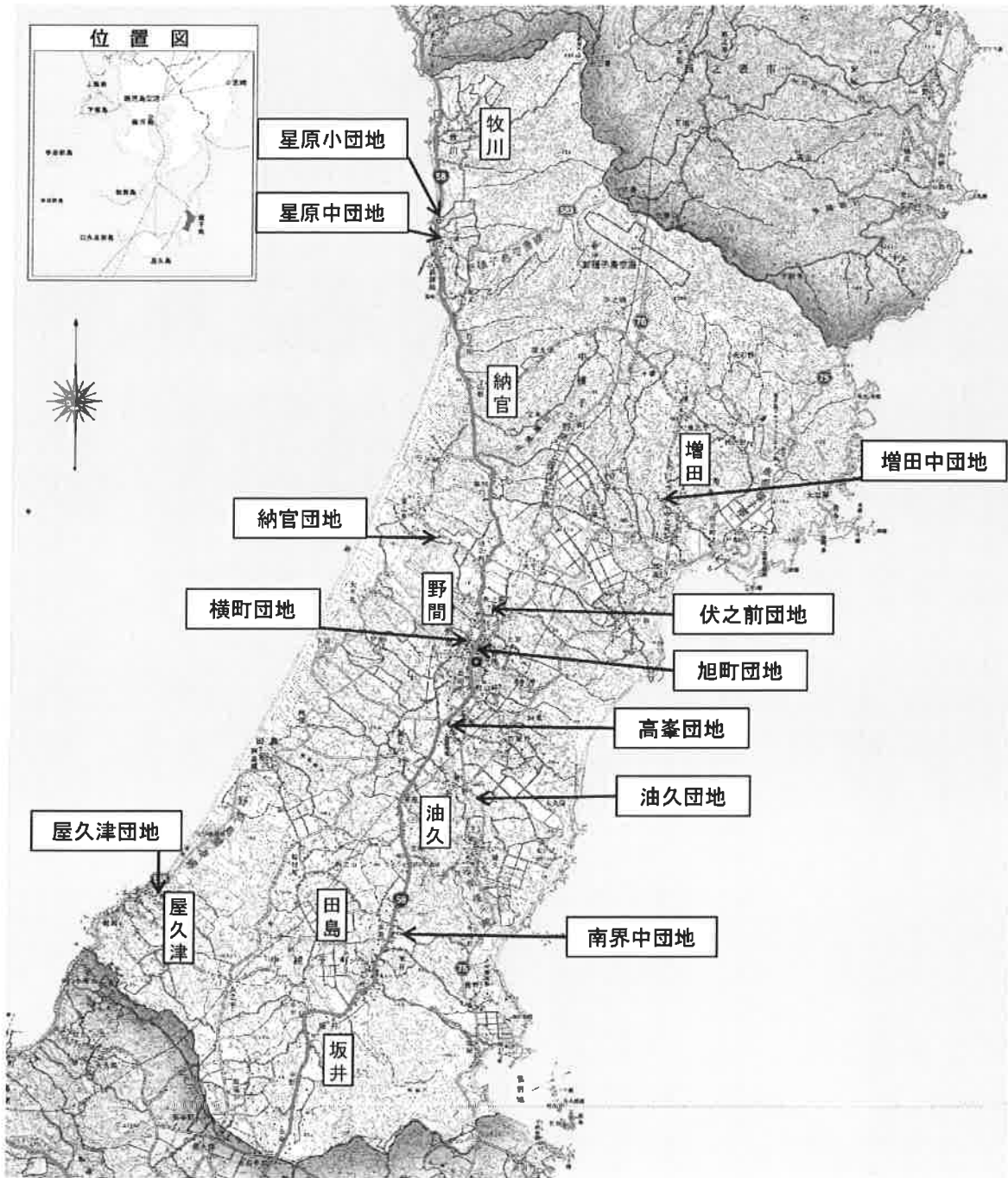
5 その他

- (1) この募集は, 空き家待ち順位登録の対象団地に空き家が発生したとき, 抽
選により決定した登録順位に従って住戸を紹介するものであり, 即時または,
必ず入居できるものではありません。
- (2) 抽選結果は, 後日, 本人宛に結果を郵送致します。(電話での問合せはご遠
慮ください。)
- (3) 申込みは, 原則1世帯につき1団地とします。
- (4) 住宅の間取りや階数を指定して申し込むことはできません。
- (5) 単身の申込者には, 50㎡未満(3居室以下)の住戸を紹介します。
- (6) 2人世帯の申込者には, 50㎡以上の住戸を紹介します。

Ⅱ 空家待ち順位登録対象団地等

団地名	構造	住宅の間取り	家賃(円)	管理戸数 (内50㎡未満)
伏之前団地 (野間3921)	中層耐火構造	2LDK(15) 3LDK(105)	19,000～	120戸(0戸)
高峯団地 (野間6659-3)	簡易耐火平屋	3DK(16)	6,100～	16戸(16戸)
旭町団地 (野間5172-1)	簡易耐火平屋	2K(4)	2,900～	4戸(4戸)
横町団地 (野間5157-3)	簡易耐火平屋	3DK(3)	19,000～	3戸(0戸)
星原小団地 (納官6420-1)	木造平屋	3LDK(3)	19,900～	3戸(0戸)
星原中団地 (納官6129-1)	簡易耐火平屋	3K(5) 2K(1)	7,000～	6戸(1戸)
増田中団地 (増田3842)	簡易耐火平屋	3K(3) 2K(1)	8,200～	4戸(1戸)
納官団地 (納官1286-1)	簡易耐火平屋	3DK(20)	7,300～	20戸(4戸)
油久団地 (野間10935-1)	簡易耐火平屋 耐火平屋	3DK(22)	11,800～	22戸(0戸)
南界中団地 (田島297-1)	簡易耐火平屋 木造平屋	3DK(1) 3K(1) 2K(9)	1,700～	11戸(9戸)
屋久津団地 (坂井921)	耐火平屋	3DK(4)	14,700～	4戸(0戸)
合 計			213戸(35戸)	

Ⅲ 中種子町営住宅団地位置図



IV 申込条件等

《一般世帯》

1 申込資格

入居申し込みされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
持家のある方、公営住宅に入居されている方は、原則として入居申し込みできません。詳細については、担当職員におたずねください。
- (2) 入居申込者の収入が「**収入基準**」(7頁参照)の基準額にあてはまること。
※ 同居親族の収入も合算します。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 入居申込者又は同居親族が暴力団員ではないこと。
- ★ 入居者と同居しようとする者は、親族(婚約者等を含む)に限ります。
- ★ 単身の方は、上記の条件を備えていても、次に該当する場合は申し込むことができません。
 - 身体上又は精神上著しい障害があり、居宅において常時の介護を必要とするのに介護を受けることができず、また受けることが困難であると認められる方
- ★ 入居の際は原則として連帯保証人1人が必要となります。原則として町内在住の方をお願いしています。
 - ※ 連帯保証人は、家賃の支払い、退去時に係る費用の支払い、住宅の原状回復に係る費用の支払い等について、入居者と連帯して債務を負担する義務がありますのでご注意ください。

2 申込方法

「町営住宅入居申込書」に次の事項に留意のうえ、必要事項を記入し、申し込んでください。

《記入上の注意》

- (1) 申込書は、必ず黒のボールペンを用いて楷書で記入して下さい。
(鉛筆は使わないでください。)
- (2) 申込者本人が、署名してください。
- (3) 連絡先電話番号は、自宅、勤務先、携帯電話とも記入してください。
- (4) 同居親族のほかに、同居外の扶養親族(所得税の控除対象となっている扶養親族)がある場合は、同居親族名の下欄にその氏名を記入し、職業欄に住所を記入してください。
- (5) 続柄欄には妻・長男・長女等、申込者本人との続柄を記入してください。
- (6) 氏名にフリガナを記入してください。

3 入居時に必要なもの

入居資格については、申込時に申告書で確認を行いますが、実際に空き家が発生し住戸を紹介する時点で、以下の書類を提出していただき、再確認を行います。
再確認の結果、入居資格を満たさない場合には入居できませんのでご注意ください。

(1) 所得額証明書等

平成29年度所得額証明書(平成28年分の所得が記載されているもの)で市町村発行のもの。

ただし、平成29年度所得額証明書(平成28年分)がまだ発行されない間(平成29年6月頃まで)は、平成28年度(平成27年分の所得が記載されているもの)を提出してください。

この場合、それぞれの収入状況に応じて、さらに下記の書類が必要です。

- ① 給与所得者の場合

- 平成28年分の源泉徴収票（会社印のあるもの）
- ②事業所得者の場合
平成28年分の所得金額の収支を記載した証明書
（ただし、実印の押印があるもの）及び印鑑登録証明書
- ③年金受給者の場合
平成28年分の年金の源泉徴収票（ハガキ等）
※本人、配偶者及び15歳以上の同居者すべての方について必要です。
※無職の場合でも必要です。（ただし、15歳以上の就学中の方は除きます。）
※所得や扶養控除等を証明する書類として必要です。
- (2) 無職であることを証する書類
無職の方（15歳以上で現在就学中でない方）は、無職無収入申立書と次のいずれかの書類が必要です。
- ①前勤務先の退職証明書（退職年月日がわかるもの。）
②雇用保険受給資格者証（退職・失業の状況がわかるもの）
③雇用保険被保険者離職票（退職・失業の状況がわかるもの）
ただし、次の方は不要です。
ア(1)の所得額証明書で所得額が0円で、保険証等で被扶養者であることが確認できる方
イ(1)の所得額証明書で所得が年金だけで、現在も年金受給者である方
- (3) 住民票
入居者全員分が必要です。（本籍地記載不要です。）
- (4) 健康保険証
扶養親族を証明できるものとして必要です。（※担当職員が、受付時に写しを取ります。入居者全員分が必要です。）
- (5) 町税等に滞納がないことを証する書類
① 市町村税務課の発行する納税証明書。
※入居者全員の分が必要です。
（ただし、18歳未満及び就学中の方は除きます。）
- 次の(6)から(12)に該当する方は、上記書類の他に、さらに下記書類が必要です。**
- (6) 転職または就職された方
平成28年1月2日以降、転職又は就職された方は、(1)の所得額証明書等に加えて転・就職後の収入証明を提出してください。（※用紙は建設課にあります。）
- (7) 休職中の方
育児休業中や病気などにより休職中の方は、収入証明を提出してください。（※用紙は建設課にあります。）
- (8) 婚約で申し込まれる方
婚約証明書が必要となります。（※用紙は建設課にあります。）
- (9) 生活保護を受けている方
現在、生活保護を受けている方は、福祉事務所等の発行する生活保護証明書が必要です。
- (10) 世帯員に障害がある方
申込者や、同居親族、扶養親族に障害がある方がいる場合は障害者手帳等が必要です。（担当職員が受け付け時に手帳の写しを取ります。）
- (11) 寡婦または寡夫の方
寡婦または寡夫の方は戸籍謄本が必要です。
- ※ 上記以外に必要ながあれば、その他の書類を提出していただくことがあります。

《裁量階層》

1 申込資格

高齢者・障害者世帯・小学校就学前の子供のいる世帯等については、入居収入基準は一般世帯より高くなりますが、次の条件を備えていなければなりません。

(1) 現在住宅に困っていることが明らかであり、次の各号のいずれかに該当すること。

ア 入居者または同居者が身体障害者福祉法により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が、1級から4級までであること。

イ 入居者または同居者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級又は2級の精神障害者であること。

ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者であること。

エ 入居者が60歳以上(昭和32年4月1日以前に生まれた者を含む)であり、同居者のいずれも60歳以上(昭和32年4月1日以前に生まれた者を含む)、または18歳未満であること。

オ 入居者または同居者に、戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳の交付を受けている者がいること。

カ 入居者または同居者に、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律により認定を受けている者がいること。

キ 入居者または同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がいること。

ク 入居者または同居者に、ハンセン病療養所入所者等がいること。

ケ 小学校就学前の子どものいる世帯

(2) 入居申込者の収入額が、「収入基準」(7頁参照)の裁量階層基準額にあてはまること。

(3) 町税等を滞納していないこと。

(4) 入居申込者又は同居親族が暴力団員ではないこと。

2 申込方法及び必要書類

「町営住宅入居申込書」「世帯状況等申告書」に必要事項を記入し、4ページに記載している「3 入居時に必要なもの」に加えて次のいずれかの書類が必要です。

(1) 身体障害者の方は………身体障害者手帳

(2) 精神障害者の方は………精神障害者保健福祉手帳

(3) 知的障害者の方は………療育手帳

(4) 戦傷病者の方は………戦傷病者手帳

(5) 原子爆弾被爆者の方は………特別手当受給者証

(6) 引揚者の方は………引揚証明書

(7) ハンセン病療養所入所者等は…国立ハンセン病療養所等の入所証明書

V 収入基準

収入基準とは、公営住宅に入居できる方の収入限度額のことです。年間総収入から各控除を行った上で月額換算した収入（認定月額）が一定の額以下である必要があります。例えば、給与所得者の場合は、次の計算式により算出した認定月額が、次表の「認定月額欄」の額以下である必要があります。

$$\frac{\text{控除対象配偶者} \times (\text{平成28年分の給与所得の合計金額} - 38\text{万円}) \times \text{および扶養親族}}{\text{同居親族の数}} \div 12 = \text{認定月額 (基準値)}$$

ただし、次のような場合は、さらに特別控除があります。

- (1) 70歳以上の控除対象配偶者または扶養親族がいる場合
- (2) 申込者、同居親族、控除対象配偶者または扶養親族に障害のある方がいる場合
- (3) 申込者または同居親族が寡婦または寡夫で所得がある場合
- (4) 16歳以上23歳未満の特別扶養親族がいる場合

※収入の少ない方については、家賃の減免制度がありますので、お問い合わせください。

収入基準の早見表

(単位：円)

区分	認定月額 (基準値)	同居親族					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居 収入 基準	一般 世帯 158,000 以下	2,967,999以下 (247,333)	3,511,999以下 (292,666)	3,995,999以下 (332,999)	4,471,999以下 (372,666)	4,947,999以下 (412,333)	5,423,999以下 (451,999)
	裁量 階層 214,000 以下	3,887,999以下 (323,999)	4,363,999以下 (363,666)	4,835,999以下 (402,999)	5,311,999以下 (442,666)	5,787,999以下 (482,333)	6,263,999以下 (521,999)

※上段は、税込みの総収入です。また、()は上段から算出した平均月収です。

※年収は給与所得が1人の場合の例です。

(世帯構成や世帯員の年齢、障害認定の有無などにより、控除額が変わる場合がありますので、この限りではありません。)

VI 入居予定者の決定等

1. 空き家待ち順位の決定

入居申し込みを行った方の「入居申込書」等の内容を審査し、入居資格のある方について空き家待ち順位を公開抽選で決定します。

なお抽選の結果については、後日本人宛に結果を郵送致します。

2. 入居者の決定

(1) 入居申し込みをされた団地に空き家が生じたときに、登録された順位に従い、本人に通知します。2人以上世帯は、原則として50㎡以上の空家を紹介します。

また、単身世帯は、原則として50㎡未満の空家を紹介します。

(2) **婚約中の方は、入居指定日から3ヶ月以内に、婚姻受理証明書及び同居後の住民票を提出していただきます。**

(3) 就労期間が1ヶ月未満の方は、原則として1ヶ月以上の受給実績確認後、住宅を紹介することになります。

(4) **紹介された空き家を辞退した場合は、希望団地の最後尾に並ぶこととなります。**

※ 空き家待ち順位の登録後、勤務先や現住所の連絡先等が変更になった場合及び、出生・死亡により同居者が増減した場合は、必ず中種子町役場建設課まで連絡してください。(連絡が取れない場合は、辞退扱いまたは、次順位登録者へ紹介する場合があります。)

VII 定期募集外の申込み

(1) 今回の募集に申し込みなかった場合は、随時に申し込むことができます。

(2) 入居要件等は、定期募集と同様です。

(3) 空き家待ち順位は、申込み時の最後尾に登録されます。

VIII その他

1. 駐車場について

- (1) 伏之前団地については、駐車場は中種子町役場建設課が管理しています。
- (2) 1戸に1台の駐車場がありますが、利用希望者は入居時に利用申込を提出していただきます。
2台目以降は、原則として各入居者が団地敷地外に確保しなければなりません。
- (3) 駐車場を利用される方は、利用料を負担していただきます。
- (4) 車庫証明（保管場所証明書）は、中種子町役場建設課が発行します。

2. その他の注意事項

- (1) 入居申込書にいつわりの記載をし、または二重の申し込みをすると、空き家待ち順位の入居予定者登録は失効します。
- (2) 入居される場合の同居親族は、出生の場合を除き、申込書に記載された方以外は認められません。また、入居の際に、同居親族の死亡等により単身となった方は入居できません。（ただし、単身入居可能な住宅への申し込みの場合は除きます。）
- (3) 入居申込後に入居希望団地の変更はできません。慎重に検討のうえ、申込んでください。
- (4) 団地内では、犬・猫・はと等、ペットの飼育はできません。また団地内で、動物にエサを与えてはいけません。
- (5) 申込受付時に提出された申込書はお返しできません。
- (6) 申込時に申告書に基づいて入居資格の有無を確認し、空き家待ち順位を登録します。空き家が発生し、住宅を紹介する時点で提出いただく書類により入居資格を再度審査します。その際、申込者の状況の変化により、資格の喪失等が生じることがあります。
- (7)
- (8) 入居手続きの際、敷金（家賃の3ヶ月分）の納入、連帯保証人1人が連署した誓約書・印鑑証明・所得額証明書等の書類を提出していただきます。
- (9) 入居者は家賃のほかに共益費（階段灯、共同水道使用料、浄化槽維持費等）及び地域自治会の運営費等の負担があります。
- (10) 退去時は、事故・故意による損耗のほか、常時使用による損耗（畳、ふすま、壁紙、塗装等）に関する修繕費用及び清掃費用について負担していただきます。